

特別用途地区『大規模集客施設制限地区』について

新潟らしいコンパクトなまちづくりの実現に向けて、
大規模な集客施設を都心や地域拠点に集積させるため、市内の準工業地域に、

- 都市計画法の**特別用途地区『大規模集客施設制限地区』**を決定しました
(平成20年10月1日告示)
- 「新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例」
が施行されました (平成20年10月1日施行)

■ 制限の範囲

市内の準工業地域が対象となります (約1,444ha)

ただし、準工業地域の内、以下については除きます

- ・ 「認定中心市街地活性化区域」である万代島地区
- ・ 「流通業務地区」である流通センター地区
- ・ 大規模な集客施設の立地を制限する地区計画を定める区域

■ 制限対象とする施設

**集客施設部分の床面積が1万㎡を超え、
かつ
店舗面積が3千㎡を超える 建築物は建築できません**

集客施設とは・・・

劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、
展示場、遊技場、馬券売り場、
場外車券・舟券売り場等の用に供する建築物
(建築基準法別表2(わ)項に掲げる用途)

店舗面積とは・・・

小売業を行うための店舗の用に供される床面積を
いいます
(大規模小売店舗立地法に規定する店舗面積)

問 い 合 わ せ 先

○ 特別用途地区「大規模集客施設制限地区」に関すること

建築部 建築行政課 建築審査係 電話番号 025-226-2849

都市政策部 都市計画課 計画担当 電話番号 025-226-2679

○ 大規模小売店舗立地法に関すること

経済部 商業振興課 電話番号 025-226-1633